

○議長（茅沼隆文）

日程第１３ 報告第４号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、報告第４号についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、こちらの報告第４号につきましては、専決処分というような形での条例改正の手法をとってございます。これにつきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）が、第１８９回国会で平成２７年３月３１日に可決し、同日公布されたことに伴い、平成２７年度の課税に係る、特に急を要するものについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により報告第４号、報告第５号を、開成町税条例（昭和５０年条例第１４号）の一部等を改正する条例として平成２７年３月３１日に専決処分をしたところでございます。

この専決処分につきましては、町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年条例第１１号第１項第３号）の規定に基づきまして、施行期日までの間が７日以内となったために、専決処分事項として手続をしたものでございます。

それでは、報告第４号について、朗読をさせていただきます。

報告第４号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２７年５月８日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、１枚おめくりください。専決処分書になります。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２７年３月３１日、開成町長、府川裕一。

地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）の施行に伴い、開成町税条例（昭和５０年開成町条例第１４号）の一部を改正する必要が生じたので、別紙のとおり開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、本日、机上のほうにお配りさせていただいておりますが、報告第４号、第５号の資料をご覧いただきたいと思います。

改正内容といたしまして、１ページ目の下半分になりますが、改正内容につきましては、法人町民税の改正でございます。法人町民税均等割の税率適用区分の判断となる資本金等の額の取り扱いが見直されてございます。法人町民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に、無償増減資等の金額を加減算する措置が講じられてございます。

次に、当該資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、この場合につきまして、当該額を均等割の税率区分の基準とする改正がされてございます。これは法人町民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を、県税であります法人事業税資本割の課税標準に統一したような形となってございます。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとなってございます。

1枚、資料のほうをおめくりいただいてよろしいでしょうか。こちらに、ただいまご説明させていただきましたものの例について記載させていただきます。無償増資の場合につきましては、原則としては、資本金等の額、従来からの資本金等の額と資本金プラス資本準備金の額、この合計額等を比較した場合に、従来からの資本金等の額が多い場合には課税標準とするものとなってございます。

また、その次の四角の枠になりますが、自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合、これにつきましては、従来ですと少なくなった資本金等の額を採用していたわけですが、今回の改正によりまして、資本金プラス資本準備金のほうの額が従来からの資本金等の額を上回るような場合には、こちらを課税標準とするというような内容が今回の主な内容となってございます。

また、このほかに固定資産税の改正がなされてございます。これについては、今回の改正の条例の中の附則の中で定めてございますが、資料の2ページの一番下の部分、(2)になりますが、用途変更宅地及び類似用途変更宅地等に対して課税する固定資産税等、土地の場合なんです、この負担調整措置の現行の仕組みを平成27年度から平成29年度まで3年間の延長をするものでございます。こちらにつきましては、従来からある制度につきまして、3年間の期間の延長をするというものでございます。

それでは、条例のほうにお戻りいただきたいと思います。

開成町条例第19号 開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。というものでございます。具体の改正内容につきましては、次の2ページをお開きいただきたいと思います。

この表の中の中段になりますが、オのところになってございます。こちらにつきまして、資本金等の額、法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第2項、これは新設してございますが、第2項において同じということでございます。

このものにつきましては、改正前では、法人税法第2条第16号で規定する資本金等の額としておりましたが、改正後では、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額で、無償増資や無償減資が行われた場合の金額を採用する措置を規定したものとなってございます。

次の改正点でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページの中ほどからちょっと下に、第2項として新設をしてございますが、資本金等の額を

有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額における第1項の規定の適用については、同項の表中、「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とするものでございます。こちらにつきましても、資本金等の額を、この税率表に適用させる場合の措置について、ここで規定をしているものでございます。

続きまして、4ページの一冊下、附則のところの改正でございますが、こちらにつきましては、資料の2ページの一冊下のところでもご説明させていただきましたとおり、固定資産税の土地の課税の負担調整措置を定めております。この負担調整措置というのは、別名、激変緩和措置とも申してございますが、急激に固定資産税が評価替え等によって、固定資産の評価額が上昇したりした場合、急激に固定資産税額が増えるものを抑えるための激変緩和措置として定められております、負担調整措置を従来より継続しているものでございますが、この期間を3年間延長して、平成27年度から平成29年度までの課税に適用させようとするものでございます。

附則のほう、下線部分を朗読させていただきます。

平成27年度から平成29年度までの各年度の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置といたしまして、項番の7番、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。とするものでございます。

附則でございます。施行期日、1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2、法人の町民税に関する経過措置。改正後の条例第12条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。としているものでございます。

次に、3番といたしまして、固定資産税に関する経過措置でございます。改正後の附則第7項の規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。としているものでございます。

説明は以上となっております。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

菊川敬人議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。今、説明を受けまして、なかなか理解しがたいところがあるんですが、4月1日施行ということでありますので、27年度予算に対しての影響額がどれくらい生じてくるのかなというところが一つ気になるのですが、何か影響する金額というのは生じてくるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

具体には、今後開始する事業年度に対してのものとなってございますので、平成27年度の予算の中では、法人町民税につきましては、ほとんど影響がないというふうに考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。

ほかに質問がないようですので、以上で報告第4号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。